

# 公 示

29. 3. 17 改正

## 公示第 1 号

### 一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について

一般旅客自動車運送事業の許可等の申請事案について、標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

### 記

#### 1. 一般乗合旅客自動車運送事業

##### (1) 事業の許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で、協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。

##### (2) 事業計画の変更認可（法第15条第1項）

###### ① 路線の新設に関するもの

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、高速自動車国道等の新規供用に伴う経路変更事案（いわゆる「乗せ替え事案」）及び既存路線の一部延長事案等の軽微な事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議等で協議の調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。

###### ② 路線の新設以外のもの

2ヶ月

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。

- (3) 上限運賃料金の認可（法第9条第1項）  
3ヶ月  
なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定（変更）については、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。
- (4) 運送約款の認可（法第11条第1項）  
1ヶ月
- (5) 協定の認可（法第19条第1項）  
3ヶ月
- (6) 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）  
3ヶ月  
なお、事業の許可申請又は事業計画の変更認可申請を伴わない事案については、概ね2ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。
- (7) 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）  
3ヶ月
- (8) 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）  
3ヶ月
- (9) 相続の認可（法第37条第1項）  
2ヶ月

## 2. 一般貸切旅客自動車運送事業

- (1) 事業の許可（第4条第1項）  
4ヶ月
- (2) 更新許可（第8条第1項）  
6ヶ月
- (3) 事業計画変更認可（法第15条第1項）  
4ヶ月
- (4) 運送約款の認可（法第11条第1項）  
1ヶ月
- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する乗合運送の許可（法第21条第2号）  
2ヶ月
- (6) 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）  
2ヶ月
- (7) 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）  
4ヶ月
- (8) 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）  
4ヶ月
- (9) 相続の認可（法第37条第1項）  
3ヶ月

## 3. 一般乗用旅客自動車運送事業

- (1) 事業の許可（第4条第1項）  
3ヶ月

(2) 運賃料金の認可（法第9条の3第1項）

- ① 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第15号）記1に規定する運賃改定に係るもの

同公示記2に規定する申請の受付期間終了後の翌日から5ヶ月

- ② ①以外のもの

3ヶ月（法第89条の規定に基づき意見の聴取があったものについては4ヶ月）

(3) 運送約款の認可（法第11条第1項）

1ヶ月

(4) 事業計画変更認可（法第15条第1項）

- ① 営業区域の拡大に係るもの

3ヶ月

- ② ①以外のもの

2ヶ月

(5) 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）

3ヶ月

(6) 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）

3ヶ月

(7) 相続の認可（法第37条第1項）

2ヶ月

(8) 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する乗合運送の許可（法第21条第2号）

2ヶ月

#### 4. 標準処理期間の算定

上記1～3の標準処理期間の算定には、以下の期間は含まれないものとする。

- (1) 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間  
(2) 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間  
(3) 1人1車制個人タクシー事業に係る事業の許可、事業の譲渡及び譲受の認可並びに相続の認可について、申請から法令及び地理の試験を受けるまでの期間等

#### 附 則（平成14年7月1日付け公示第1号）

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。

2. 「一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」（平成14年1月30日付け公示第105号）は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

#### 附 則（平成16年9月30日付け公示第76号で一部改正）

この公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

#### 附 則（平成17年4月20日付け公示第7号で一部改正）

この公示は、平成17年5月1日以降に申請のあったものから適用する。

#### 附 則（平成18年9月27日付け公示第58号で一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

#### 附 則（平成20年6月30日付け公示第27号で一部改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成24年7月31日付け公示第38号で一部改正）

この公示は、平成24年7月31日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成29年3月17日付け公示第95号で一部改正）

この公示は、平成29年4月1日以降に申請のあったものから適用する。